

運輸安全マネジメントの取り組み

【2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】

2025年4月1日（株）ミヤマトータルイノベーション
代表取締役 長島 祥行

●事故防止のための安全方針

- ・「安全運行」が最優先されることを全社員に徹底します。
 - ・「輸送の安全の確保」を根幹と深く認識し、トップ自ら先頭に立ち、社員一丸となって「安全」の確保に取り組みます。
 - ・「輸送・安全」に関する取り組み状況を積極的に公表します。
 - ・「輸送安全に関する教育」を確実に行之い、安全の向上を図ります。
- ・倉庫内、特にリフト作業時の荷崩れ・落下等の事故防止

●社内への周知方法

- ・社内の休憩室の掲示板
- ・出庫前・入庫後の点呼
- ・事故防止会議の議事録公表

●輸送の安全に関する投資

- ・車両メンテナンス費用
- ・安全講習研修費

●安全に関する予算の計画

●安全方針にもとづく目標

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	0 件

●目標達成のための計画

- * 車両の管理
- ・ 日常点検基準に基づき管理する
- ・ 定期点検基準に基づき、実務計画を作成し実施する
- ・ 点呼の徹底
- ・ 事故防止を防ぐため、指差し呼称の徹底
- ・ 事故防止マニュアルを基に、事故事例の検証を行う
- ・ ヒヤリハットの聞き取り、事例の勉強会を行う
- ・ 健康管理の重要性を啓発。産業医との面談 成人病対策

●安全に関する情報交換方法

- ・ 定期的に運転者との個人面談を実施

●安全に関する反省事項

- ・ 無呼吸診断・生活習慣病要望の受診者の啓発
- ・

●反省事項に対する改善方法

- ・ 健康管理面含め、安全衛生委員会で実施時期の対策を講じる

2024年度予算執行額

- ・ 健康診断 80千円 車両費 10000千円

●安全に関する目標達成状況

2024年度実績	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	
物 損 事 故 0 件	6 件	

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

2024度実績	事故発生件数	0件	※自動車事故報告規則(H15.9.26 改正国土交通省令第95号)第2条に定められた自動車事故 (車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運 転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など)
	事故の種類	—	
	衝突の状態	—	
	行政処分等	なし	